

平成11年度

月潟村表彰式



平成11年度の村政功労者の表彰式が1月9日、農村環境改善センターで行われました。村政の発展、産業文化、福祉の向上等に尽くされた功績を称えて15の方が表彰されました。

○村の行政、教育文化、産業、保健衛生、民生、土木、土地改良、災害、納税、慈善事業、その他公益事業について功労顕著なる者

（簡易水道運営委員として満12年以上在職された功績）
阿部 成雄さん

（青少年問題協議会委員として満12年以上在職された功績）
植村 脩さん

（吹奏楽部指導者として卓越した指導力と豊かな感性で西関東大会へと導かれた功績）
星 葉子さん

（青少年育成月潟村民会議会長として満14年以上在職された功績）
狩谷 雅夫さん

○満8年以上村議会議員の職にあった者
小林 清二さん

○満9年以上農業委員の職にあった者
齊藤 作一さん
山田 由市さん
北 俊英さん
曾山 毅一郎さん

○村の職員として満20年以上勤務し、成績がすぐれ功労が

あると認められる者

宮本 康明さん

田村 甚成さん

坂井 豊さん

小林 幹博さん

山田 千賀子さん

○徳行のすぐれた者
（献血に率先して協力）
坂井 豊さん

○村に対し、金額または価格30万円以上の寄附をした個人又は100万円以上の寄附をした団体
（自作の絵画「春の堰」を寄附）
山川 常三さん



謝辞を述べられる
小林さん

新春講演会

平成11年度の新春講演会が、1月9日(日)、農村環境改善センター多目的ホールで開催されました。

今回の講師には、女優の由美かおるさんをお迎えしました。

講演の内容は、由美さんが長年実践している呼吸法による健康法を体験談や実技を交えてお話しされました。

来場された約500人の方々は習得した呼吸法を現在でも継続されていることと思えます。



講師の
由美かおるさん

平成11年分
住民税
所得税
確定申告

申告書
自分で書いて
お早めに

申告と納税は、正しく、お早めに。

申告書提出期間：1月15日(水)まで
納税期限：1月31日(金)まで

3/15(水) 申告書提出
3/31(金) 納税

平成11年分の所得税の確定申告や住民税の申告が2月16日から始まります。月潟村でも、2月18日から役場相談室において、各地区別に日程を決めて納税相談を行います。

相談期間中は、大変複雑しますので、先に配布済の「納税相談の日程について」をよくお読みのうえ、申告に必要なものを用意して、定められた日においでください。

※問い合わせ先

月潟村役場(税務係)

TEL 375-2710

巻 税 務 署

TEL 0256-722355

確定申告は「自書申告」で!!

所得税は、各人の所得に対

して課税される税金であり、各人が自分の所得金額とその所得金額に対する所得税額を正しく計算して、これを申告し、その申告した所得税額を自発的に納税する制度を採用しています。

同封の「所得税の確定申告の手引き」などを参考に計算し、確定申告書を記載してください。

また、土地や建物の譲渡所得や贈与税の納税相談は、税務署のみの相談となります。

税務署の会場では、職員が納税者に代わって確定申告書等を記入することはありません。

なお、記入できないところは、職員が指導します。

確定申告を しなければならぬ人

- ①事業をしている場合 不動産収入のある場合及び土地や建物を買った場合などで、平成11年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超えるとき。
- ②サラリーマンで、給与の年収が2,000万円を超えるとき。

※①、②に該当しない場合でも、村・県民税の申告はしなければなりません。

こんな所得控除もあります

- ◎自宅を新築・購入・増改築をした場合
- 「住宅借入金等特別控除」
- ◎多額の医療費を支払った場合
- 「医療費控除」

※これらの控除を受けようとする人は、事前に関係書類を用意しておいてください。

また、税務署から申告用紙の配布のあった人は、必ず持参してください。

『申告に必要なもの』

- ①所得の算出に必要なもの
- ②源泉徴収票
- ③各種保険料控除の支払い証明書等
- ④身体障害者手帳及び戦傷病者手帳
- ⑤医療費控除を受けようとする方は医療費の領収書
- ⑥印鑑

平成11年分農業所得標準

平成11年分の農業所得標準が、1月26日県下一斉に開示されましたのでお知らせします。農業所得を標準で算出される方は参考にしてください。また、収入については個々に申告していただき経費のみが標準で示されています。

- 1、普通田畑経費標準
- (1)水 稲 119,100円(10a当り)

青刈稲にかかる経費標準額については、水稲経費標準額の30%相当額とする。

なお、青刈稲を飼料用等として他に販売した場合には、その金額は収入金額となる。

作物名等	経費標準額
梨	309,700円
桃	250,100円
ハウス	385,200円
ぶどう	220,500円
露地	

※農業所得標準等についての問い合わせは、役場税務係におたずねください。